

市民税と県民税についての税制改正のお知らせ

経済対策として 2025年1月1日から12月31日までの自分の収入が元になる

2026年分の市民税と県民税(そこに 住んでいる人が 払う税金)が 変わります

<https://www.city.shizuoka.lg.jp/s8374/s013021.html>

(1) 給与所得控除(給料から 生活に必要なお金が 引かれる仕組み)が変わります。

・対象になる人: 給料の収入が190万円より少ない人

・最低控除額(収入が少ない人でも 必ず引いてもらえる 税金なしの金額)が 55万円から 65万円に変わります。

(2) 所得要件(1年間の収入のしきい)が変わります。

控除を受けられるかどうかは 扶養している人の所得(1年間の収入から必要経費を引いた金額)が いくらか? で決まります。

控除の種類	所得要件	
	変更前	変更後
扶養親族 (生活のお金を出している家族)	48万円より少ない	58万円より少ない
同一生計配偶者(一緒に暮らしていて 生活のお金も出している妻か 夫)	48万円より少ない	58万円より少ない
ひとり親家庭の子ども	48万円より少ない	58万円より少ない
勤労学生(学校に行きながら 働いて お金稼いでいる学生)	75万円より少ない	85万円より少ない

(3) 特定親族特別控除(大学生年代の子どもに関する特別控除)が新しくできます。

・対象になる人: 19歳から22歳までの 子どもの生活のお金を出している人

・子どもの収入によって 控除額(給料から 生活に必要なお金が 引かれる額)が違います。

問合せ

市民税課 葵区 ☎ 054-221-1041

駿河区 ☎ 054-221-1542

清水区 ☎ 054-354-2072



静岡市国際交流課が

やさしい日本語にしました。